

○環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第六 その他環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する重要事項 1 (略) 2 融資の特例に係る措置 法第26条に規定する認定農林漁業者及び法第40条第1項に規定する認定基盤確立事業者については、法及び各種資金要綱に基づき、下記の融資の特例措置が講じられている。これらは、環境負荷の低減に必要な機械や施設等の導入に当たっての資金の確保に資するものであることから、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等と連携し、これらの特例措置が円滑に活用されるよう努めるものとする。 (認定農林漁業者への措置) ・農業改良資金の償還期限の延長（法第23条） ・林業・木材産業改善資金の償還期間の延長（法第24条第1項及び第2項） ・沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づく経営等改善資金の償還期間の延長（法第25条第1項及び第2項） ・畜産経営環境調和推進資金の貸付適用（法第26条） ・<u>食品等持続的供給促進資金</u>の貸付適用（法第27条） (認定基盤確立事業者への措置) ・<u>食品等持続的供給促進資金</u>の貸付適用（法第41条） ・新事業活動促進資金の貸付適用	第六 その他環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する重要事項 1 (略) 2 融資の特例に係る措置 法第26条に規定する認定農林漁業者及び法第40条第1項に規定する認定基盤確立事業者については、法及び各種資金要綱に基づき、下記の融資の特例措置が講じられている。これらは、環境負荷の低減に必要な機械や施設等の導入に当たっての資金の確保に資するものであることから、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等と連携し、これらの特例措置が円滑に活用されるよう努めるものとする。 (認定農林漁業者への措置) ・農業改良資金の償還期限の延長（法第23条） ・林業・木材産業改善資金の償還期間の延長（法第24条第1項及び第2項） ・沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づく経営等改善資金の償還期間の延長（法第25条第1項及び第2項） ・畜産経営環境調和推進資金の貸付適用（法第26条） ・<u>食品流通改善資金</u>の貸付適用（法第27条） (認定基盤確立事業者への措置) ・<u>食品流通改善資金</u>の貸付適用（法第41条） ・新事業活動促進資金の貸付適用

その際、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等との連携に当たり、株式会社日本政策金融公庫等の政府系金融機関が民間金融機関の金融を補完することを旨としていることに鑑み、民間金融機関による積極的かつ主体的な取組を促すよう努めるとともに、国は、ESGを考慮した融資等が環境負荷低減事業活動の促進に資するものであることに鑑み、民間金融機関によるESG地域金融の取組の推進に努めるものとする。

3・4 (略)

その際、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等との連携に当たり、株式会社日本政策金融公庫等の政府系金融機関が民間金融機関の金融を補完することを旨としていることに鑑み、民間金融機関による積極的かつ主体的な取組を促すよう努めるとともに、国は、ESGを考慮した融資等が環境負荷低減事業活動の促進に資するものであることに鑑み、民間金融機関によるESG地域金融の取組の推進に努めるものとする。

3・4 (略)